

薬生食基発 0807 第 1 号
平成 29 年 8 月 7 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課長
(公 印 省 略)

食品添加物公定書作成に伴う、食品、添加物等の規格基準の改正のための
添加物の流通実態の把握について（周知依頼）

食品添加物公定書の作成に伴う、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生
省告示第 370 号。以下「告示」という。）の改正については、平成 29 年 6 月 26
日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議、了承され
たところです。

当該告示の改正により、別添の添加物 89 品目について、新たに成分規格を定
めることから、その販売、製造、輸入、加工、使用、貯蔵及び陳列（以下「販
売等」という。）の実態と齟齬がないか把握するため、貴管内の添加物並びにこ
れを含む製剤及び食品の販売等を行う営業者等に対し、別添の添加物 89 品目
について、成分規格に適合することを確認し、成分規格に適合しない添加物並び
にこれを含む製剤及び食品について、販売等がなされていれば、本年 9 月 5 日
までに厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課宛てに申し出てください
よう、周知方よろしく申し上げます。

また、成分規格に適合する場合についても、同日までに以下の宛先まで電子
メールにて、申し出てくださいよう、周知方よろしく申し上げます。

宛先：kijunfap@mhlw.go.jp

新たに成分規格を設定する 89 品目

1. 酵素

アガラーゼ、アクチニジン、アシラーゼ、アスコルビン酸オキシダーゼ、 α -アセトラクタートデカルボキシラーゼ、アミノペプチダーゼ、 α -アミラーゼ、 β -アミラーゼ、アルギン酸リアーゼ、アントシアナーゼ、イソアミラーゼ、イヌリナーゼ、インベルターゼ、ウレアーゼ、エキソマルトテトラオヒドロラーゼ、エステラーゼ、カタラーゼ、 α -ガラクトシダーゼ、 β -ガラクトシダーゼ、カルボキシペプチダーゼ、キシラナーゼ、キチナーゼ、キトサナーゼ、グルカナナーゼ、グルコアミラーゼ、 α -グルコシダーゼ、 β -グルコシダーゼ、 α -グルコシルトランスフェラーゼ、グルコースイソメラーゼ、グルコースオキシダーゼ、グルタミナーゼ、酸性ホスファターゼ、シクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ、セルラーゼ、タンナーゼ、5'-デアミナーゼ、デキストラナーゼ、トランスグルコシダーゼ、トランスグルタミナーゼ、トレハロースホスホリラーゼ、ナリンジナーゼ、パーオキシダーゼ、パンクレアチン、フィシン、フィターゼ、フルクトシルトランスフェラーゼ、プルラナーゼ、プロテアーゼ、ペクチナーゼ、ヘスペリジナーゼ、ペプチダーゼ、ヘミセルラーゼ、ホスホジエステラーゼ、ホスホリパーゼ、ポリフェノールオキシダーゼ、マルトースホスホリラーゼ、マルトトリオヒドロラーゼ、ムラミダーゼ、ラクトパーオキシダーゼ、リパーゼ、リポキシゲナーゼ、レンネット

2. 酵素以外（※ [] 内は成分規格名を示す。）

アナトー色素、ウェランガム、 γ -オリザノール、カカオ色素、カフェイン（抽出物）、カラシ抽出物、カロブ色素、 α -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア [α -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビオール配糖体]、酵素処理ルチン（抽出物）、酵素分解カンゾウ、コウリヤン色素、コメヌカ油抽出物、焼成カルシウム [骨焼成カルシウム]、植物性ステロール、ステビア抽出物 [ステビオール配糖体]、タマネギ色素、タマリンド色素、動物性ステロール、フィチン酸、フェルラ酸、ブドウ種子抽出物、ペクチン分解物、ヘスペリジン、ベニコウジ黄色素、未焼成カルシウム [サンゴ未焼成カルシウム]、ラクトフェリン濃縮物、L-ラムノース